

奈良県中小企業等再起支援事業補助金

Q & A

1. 補助金について
2. 補助対象事業者について
3. 補助対象事業について
4. 補助対象経費について
5. 補助金の支払いについて

奈良県産業振興総合センター
再起支援補助金事務センター

1 補助金について

(問1) どのような内容の補助金なのか。

- (答) ○ 新型コロナウイルス感染症の影響によって事業活動が減衰した県内中小企業等に対し、感染症リスクに強い経営基盤を構築するための経費を補助することにより、先駆的な取組事例を創出し、もって県内中小企業等の再起を促進し、地域経済の持続可能性の回復を図ることを目的としています。
- 申請に当たっては、「再起事業計画」を策定し、提出する必要があります。
 - 「再起事業計画」を実施するために必要な経費が補助の対象ですが、個別に対象とならない項目や対象とならないケースがありますので、「公募要領」及びこのQ&Aでご確認ください。

(問2) 「再起事業計画」とは何か。

- (答) ○ 「再起事業計画」とは、ウィズコロナの時代において、感染症リスクに強い経営基盤を構築することを目指して、「新しい生活様式」を踏まえた「新しい生産様式」や「新しい販売・サービス提供様式」に対応するための再起に向けた投資に関する事業計画のことです。
- 別紙1の様式に基づいて、作成してください。

(問3) 交付決定のための審査はどのように行われるか。

- (答) ○ 「新しい生活様式」を踏まえた業種・業態ごとの対応方法は、まだ確立されたものではなく、手探りの状態にあると考えられます。他の事業者に先んじて、「新しい生産様式」や「新しい販売・サービス提供様式」に対応するための投資にチャレンジする応募事業の中から、県内で先駆的となる事業を選定し、その成果を情報発信することを目指しています。
- 形式審査で記載の不備や書類の不足等を確認し、専門審査で外部の専門家が採点したものを集計して、得点の上位から、予算の範囲内で交付を決定します。
 - 専門審査の項目は、「適格性」、「新規性」、「市場性」、「収益性」、「妥当性」と「SDGsとの関連性」です。くわしくは、「公募要領」を参照してください。

2 補助対象事業者について

(問4) 個人事業主や任意団体は対象者になるか。

- (答) ○ 商工業者である個人事業主は対象になりますが、法人格のない「任意団体」は対象になりません。

(問5) 再起事業計画に記載する「常時使用する従業員数」は、会社全体の人数

か、県内事業所のみの人数か。

(答) ○ 本社が県内か県外かを問わず、会社全体の人数を記載してください。

(問6) 県内外に工場があるが、再起事業計画の「売上減少の状況」に記載するのは、会社全体か、県内分のみか。

また、県内分の売上高だけを算出できない場合はどうすればよいか。

(答) ○ 本社が県内の場合は、会社全体の売上高を記載してください。本社が県外にある場合は、県内工場分のみの売上高を記載して比較することになります。

○ 売上台帳等だけでは県内工場分を算出できない場合は、全体の売上高をそれぞれの工場における製造量等で按分することにより算出してください。この場合、売上台帳等と併せて、製造量等を確認できる書類と按分式を記載した書面も提出してください。

3. 補助対象事業について

(問7) 申請中の他の補助金の採否が未定の場合、本補助金に申請することはできるか。

(答) ○ 補助対象経費の全部または一部が重複している場合は、本補助金の申請を行うことはできません。

○ 国の「持続化給付金」や「特例定額給付金」、県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」は補助対象経費に対する補助ではなく、使い道が限定されていないため、重複申請とはみなしません。

(問8) 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前から実施している事業計画があり、緊急事態宣言や休業要請などにより中断していた今年度分の事業計画をこれから実施したいが、補助対象となるか。

(答) ○ 本補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少したことを踏まえ、感染症リスクに強い経営基盤を構築するための事業に対して補助するものであるため、「新たな生活様式」を踏まえた「新たな生産様式」や「新たな販売・サービス提供様式」に対応するための取組であることが必要です。

○ これらの内容を伴わない、従来から実施していた事業に係る経費や、従来の事業を維持するためのだけの経費(例:これまで支払っていた家賃や駐車場代、毎月依頼していた清掃代等)は対象とはなりません。

(問9) 実績報告したとき、又は実績の審査後に、交付決定時と比べて経費が減額されたことにより、補助の下限を下回った場合はどうなるのか。

(答) ○ その場合は、補助金は全額支払われませんので、ご注意ください。

4. 補助対象経費について

(問 1 0) 既に事業を実施したが、申請前に着手した事業の経費は対象となるか。

- (答) ○ 奈良県が緊急事態宣言の対象地域となった令和2年4月16日以降に着手したものが対象となります。
- 応募時に既に事業が完了している場合や実施途中である場合も対象となります。ただし、経費については、証憑書類等による確認が可能なものに限られます。

(問 1 1) 補助事業期間内に完了させるとはどういうことか。

- (答) ○ 物品の納品やサービスの提供が行われ、かつ、それに係る支払いも終了していることを意味します。
- 事業として実施すべきものは、再起事業計画のスケジュールに従って事業実施期間内に完了させてください。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大等の状況により、設備導入やPR・販路開拓等の活動が困難となった場合は、速やかに補助事業遅延等報告書を提出して指示を受けてください。
- 事業に必要な備品のリース代等の場合、期間内に支払まで完了する必要があるため、月末締め翌月支払であれば、最終支払い月の前月使用分までが対象となります。また、展示会出展の場合、費用を前払いしていても、事業実施期間後の出展についての経費は対象になりません。

(問 1 2) 消耗品類は対象となるのか。

- (答) ○ 名刺や文房具、その他事務用品等（例えば、名刺のほか、ペン類、インクカートリッジ、用紙、はさみ、テープ類、クリアファイル、無地封筒、OPP・CPP袋、CD・DVD、USBメモリ・SDカード、電池、段ボール、梱包材の購入など）や、感染防止対策に係る経費のうち、消毒用アルコール、使い捨てのマスクや防護服など、使用することによって消費されるものや、その機能を失うもの、使い捨てのものは対象となりません。

(問 1 3) 新規顧客を開拓するため、販売促進としてのノベルティグッズを作成の上、配付する費用は、補助対象となるのか。
また、看板の設置費用は対象となるか。

- (答) ○ ノベルティグッズに、新しい取組にかかる商品・サービスの宣伝広告が掲載されており、単価が社会通念上妥当な価格であれば、販促品の作成費用として対象となります。
- 単なる自社宣伝の看板ではなく、新しい取組にかかる商品・サービスの宣伝広告が含まれている場合のみ対象となります。

(問14) 再起事業を実施するために雇用したアルバイト代や再起事業に従事した従業員の人件費は対象となるのか。

(答) ○ 本補助金では、役員報酬、従業員給与、アルバイト賃金等の人件費の類は対象としていません。

(問15) 汎用機器（ノートパソコン等）は補助対象となるか。

(答) ○ 再起事業計画の実施に必要不可欠で、事業終了後も同じ用途での継続的な使用が予定されているものは対象とします。
○ 使途が明確になるよう、会社名や補助事業名を機器に貼付してください。

(問16) 商談会参加費に飲食代が含まれている場合、補助対象となるか。

(答) ○ 茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用が含まれている場合は対象となりません。

(問17) 感染対策工事や建物の解体費用は対象となるか。

(答) ○ 自社で行う感染対策工事や建物の解体費用は対象となりません。第三者（専門業者）に外注するための経費は対象になります。
○ 非事業用の用途がある施設の解体の場合は、事業用部分のみが対象となりますので、申請時に当該部分に係る経費又は面積等が分かる書類及び図面を添付してください。

(問20) ローンで車両を購入したが、対象となるか。

(答) ○ 再起事業計画の実施に必要な車両については、事業期間内に支払いが完了し、申請者名義に変更された場合のみ対象となります。

5. 補助金の支払いについて

(問21) 補助金の支払いは、いつになるか。

(答) ○ 事業が完了し、実績報告が提出されてから、その内容の審査後に補助金の額が確定し、請求できるようになります。（交付決定額より少なくなる場合があります。）
○ 事業実施期間の途中で、既に支払いが終わった経費について、1回に限り概算払いを請求できます。